

平成 年 月 日

(郵便番号)

(納税地)

(氏名)

殿

税務署長 印

中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて

平成 年 月 日付でされた中間申告の撤回の申出に基づいて、あなたから提出された

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 中間申告対象期間の中間申告書を無効とします。

なお、この申告書の提出に伴って納付された消費税額は、還付又は未納の国税に充当します。

中間申告書（撤回申出分）の取扱いについて

1 作成目的

この返戻書は、中間申告書の提出を要しない事業者が中間申告した後において、その申告を撤回したい旨の申出がなされ、当該申出に基づき当該事業者に通知する場合に作成する。

2 その他

- (1) この通知書の送付に当たっては、消費税の更正決定通知書等の送付用の窓付封筒を使用する。
- (2) 「 年 月 日付」には、撤回申出書を提出した年月日を記載する。
- (3) 文中の不要文字は抹消する。